令和2年第2回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

令和2年4月27日 開会

令和2年4月27日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和2年第2回奈井江町議会臨時会

令和2年4月27日(月曜日) 午前 9時59分開会 午前10時34分閉会

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 特別行政報告
- 第 4 議案第1号 令和元年度奈井江町一般会計補正予算(第9号)の専決処分 の承認を求めることについて
- 第 5 議案第2号 令和2年度奈井江町一般会計補正予算(第1号)
- 第 6 議案第3号 奈井江町税条例等の一部を改正する条例
- 第 7 議案第4号 奈井江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第5号 工事請負契約について【一般廃棄物最終処分場埋立地上屋 シート張替工事】

〇出席議員(9人)

1番	篠	田	茂	美	2番	大	関	光	敏
3番	竹	森		毅	4番	遠	藤	共	子
5番	石	JI	正	人	6番	笹	木	利 津	子
7番	森	山		務	8番	大	矢	雅	史
9番	森	畄	新	=					

〇欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名(16名)

町					長	Ξ	本	英	司
副		H	ļŢ		長	碓	井	直	樹
教	育					相	澤		公
企	画!	財政	女 課	参	事	小	澤	克	則
総	7	務	課	1	長	辻	脇	泰	弘
会詞	十管:	理者	兼会	横	山		誠		
町	民	生	活	課	長	馬	場	和	浩
建	設	環	境	課	長	大	津	_	由
産	業	観	光	課	長	石	塚	俊	也

保健福祉課長 鈴木 久枝 教育委員会事務局長 松本 正志 博公病院事務長 杉野 和博保健福祉課課長補佐 野 義 美保健福祉課課長補佐 辻 脇 真理子代表 監査委員 中野浩二農業委員会会長

- 〇欠席した者の氏名 なし
- 〇職務のために出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 滝本 静議会庶務係長 東藤美妃代

(9時59分)

開会

●議長

まず、開会前にですけれども、本日、新型コロナウイルス感染予防につきまして、議場の入口を開放させたまま会議を進めさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和2年奈井江町 議会第2回臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

- 3 -

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番、大関議員、3番、竹森 議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定をいたしました。

日程第3 特別行政報告

(10時00分)

●議長

日程第3、特別行政報告の申し出が町長よりありますので、発言を許可します。 町長。

●町長

おはようございます。臨時会のご出席、ご苦労さまです。

特別行政報告をさせていただきますが、現在、全国を対象として緊急事態宣言が発令 されている新型コロナウイルス感染症に関する対応状況についてご報告を申し上げます。 これまで町では感染症に関する対応を行うため、理事者、関係課長等で組織する新型

コロナウイルス感染症対策委員会を設置し、国・道からの情報提供等をもとに、町主催 行事、会議の中止や延期、小・中学校の臨時休校、公共施設の臨時休館など、町民の健 康保持、感染症の拡大防止に向けた各種対策を講じてまいりました。

しかしながら、3月下旬からの首都圏を中心とした感染者の大幅な増加を踏まえ、国は、4月7日、関東・近畿・九州圏の7都府県を対象とした改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言を行い、さらに4月16日には緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大したところであります。

町では、国の緊急事態宣言を受け、これまでの対策委員会を特別措置法に基づく新型

コロナウイルス感染症対策本部に切りかえるとともに、4月16日の全国を対象とした 緊急事態宣言の発令を踏まえ、町内小・中学校の4月20日から5月6日までの臨時休 業を決定いたしました。

また、認定こども園、学童保育、図書館など、一部を除く公共施設について5月 10日までの休館を決定したところであります。

町民の皆様には感染症の拡大防止の取り組みに対し、多大なご理解、ご協力をいただいていることに感謝とお礼を申し上げます。

感染症については、いまだ終息の見通しが立たないまま長期化の様相を呈していることから、お手元の資料にもありますように、4月23日、北海道町村会では感染症の早期終息、地域経済への影響を踏まえた大胆な経済対策の実施、地方自治体の地域振興策等への財政装置など、国に対し国民の命と健康を守るための徹底的な対策の実施を求める特別決議を行っております。町民の皆様には外出や各種イベントの自粛要請等に伴い、負担や不安を抱えられるとともに、消費の落ち込みによる地域経済への影響、小・中学校の臨時休校に伴う子供たちの健康や学習環境などさまざまな影響が懸念されます。

町としては、日々変化する状況を的確に把握しながら、国難とも言えるこの危機を克服するため、国・道と一体となって感染拡大の防止に取り組み、引き続き奈井江町内から感染者を発生しないよう対処するとともに、地域経済や町民生活の支援のため、国の緊急経済対策を含めた各種施策の迅速かつ効果的な実施に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、特別行政報告といたします。

●議長

以上で、特別行政報告を終わります。

日程第4 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時04分)

●議長

日程第4、議案第1号「令和元年度奈井江町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。第2回臨時会出席、お疲れさまでございます。 それでは、議案書1ページをお開きください。 議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。

専決事項は、令和元年度奈井江町一般会計補正予算(第9号)でありますが、歳入歳出それぞれ75万円を追加し、予算の総額を47億1,328万6,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、令和元年度の地方交付税等歳入予算の確定を主たる ものとし、3月31日付で専決処分を行っております。

令和2年4月27日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について歳入よりご説明いたしますので、7ページをお開 きください。

2款地方譲与税から9ページの11款交通安全対策特別交付金、10ページの環境性能割交付金、それぞれの交付額の確定によりまして、合わせて2,089万4,000円を追加計上、9ページから10ページにわたります17款寄附金では、大西惠子様、加藤勉様、匿名希望の方2名からのご寄附により、75万円を追加計上しております。

次に、歳出についてご説明いたしますので、11ページをお開きください。

2款1項10目の地域振興基金では、ご寄附の積立金75万円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差 2,089万4,000円については、財政調整基金からの繰り入れを減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認を お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。 討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時08分)

●議長

日程第5、議案第2号「令和2年度奈井江町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書12ページをお開きください。

議案第2号「令和2年度一般会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。 歳入歳出それぞれ3,759万6,00円を追加し、予算の総額を46億 3,059万6,000円とするものであります。

令和2年4月27日提出、奈井江町長。

今回の補正予算につきましては、主に役場庁舎整備、さらには新型コロナウイルス感染症対策にかかわるものであります。

補正予算の内容について、歳出よりご説明いたしますので、19ページをお開きいた だきたいと思います。

2款1項4目の財産管理費では、庁舎整備に要する経費として建設基本設計地質調査 実施設計業務委託料の、総額では9,240万円でございますが、そのうち令和2年度 分として3,340万円を追加計上してございます。

なお、令和3年度分の限度額5,900万円につきましては、14ページに記載がございますが、債務負担行為補正を計上したところでございます。

19ページに戻ります。

10目の地域振興基金では、ご寄附による積立金50万円を追加計上、19ページ下段から21ページにわたり、感染症対策に係る補正予算を計上してございますが、20ページにわたる7款1項1目の商工業振興費では、既存の中小企業信用保証融資に加え、新型コロナ対応の融資として、売り上げが減少している1事業者に1,000万

円を限度額として、保証協会付きの運転資金枠を創設いたしました。既存の制度よりも貸し付け期間、据え置き期間を拡大し、保証料・利子を全額補給、実質金利ゼロ貸し付けとするものでありまして、融資総額3,000万円に対する保証料等合わせて181万9,000円を追加計上してございます。

中段、奈井江町商工会事業に要する経費では、感染症対策として、商工会が実施するマスク8,000枚、相談窓口開設周知、アンケート調査等に対する補助金、30万円を追加計上してございます。

8款3項2目の水防費では、防災に要する経費として、庁舎公共施設で職員が業務上使用する感染症対策用のマスク、消毒液等の消耗品費139万4,000円を追加計上、21ページにわたる10款6項3目の学校給食費では、小・中学校臨時休業による給食の中止に伴う措置として、食材破棄委託事業所減収補填に対する負担金18万3,000円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、17ページをお開きください。

14款2項5目の教育費国庫補助金では、学校臨時休業対策費補助金13万6,000円を追加計上、17款1項1目の寄附金では、新型コロナウイルス感染症対策支援として、空知商工信用組合様からのご寄附により、50万円を追加計上、18款1項6目の役場庁舎整備基金繰入金では、庁舎建設基本設計等の業務委託料の一般財源分270万円を追加計上、21款1項1目の過疎債では、庁舎複合施設整備事業で760万円、3目の公共施設等適正管理推進事業債では、庁舎整備事業で2,310万円を追加計上しております。

なお、以上における歳入歳出の差、356万円については、財政調整基金繰入金を追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定を お願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

6番、笹木議員。

●6番

ただいま説明がありました一般会計補正予算(第1号)における役場庁舎整備事業に つきまして、町長にお伺いいたします。

大きな課題の一つでありました役場庁舎のあり方につきまして、現在の財政状況や解決しなければならない諸課題もある中、新規建設を進めることを決断され、今回、基本設計より実施設計にわたる補正予算が提案されております。2回にわたる特別委員会の中でも発言のあったところではありますが、本会議において改めて役場庁舎建て替えにかける町長の思いをお伺いいたします。

もう1点は、基本設計に至るまで、町民にとって利便性が高く、親しみの持たれる庁

舎とするために、関係機関、また、より多くの町民の声や意見を聞くこと、あわせて十分な説明をしていくことが大変重要なことと思っておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

●議長

町長。

●町長

笹木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは、庁舎の新規建設にかける思いということでありますけれども、先般の役場庁舎に関する調査特別委員会においても申し上げましたけれども、建築後48年が経過した役場庁舎については、老朽化や防災機能など、その対応について検討が必要となっており、私の公約においても、自然災害等の災害拠点施設として、任期中に建設年次など具体的な検討を進め議論をしたいということを申し上げてきたところであります。

昨年の直接総務省に出向きまして、国の地方財政措置の期限延長などを要望してまいりましたけれども、国の考え方は、大規模地震が頻繁に起こる中で耐震性を満たしていない役場庁舎の整備は喫緊の課題であり国の支援が適用される。この令和2年度内の実施設計着手という現行制度の中で早急に整備を進めるべきであるとの強い指導を受けてきたことについても、再三申し上げてきたところであります。これを受け、庁舎での検討に着手をいたしました。

庁舎整備に向けてさまざまな課題について検討するため、昨年7月に庁舎整備検討委員会、また検討委員会への諮問機関として、庁内の若手職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、他の自治体の視察や調査・研究を行い、また、町民の皆様の声を反映するために、まちづくり町民委員会や議会の皆様にも報告し、議論を深めてきたところであります。

3回にわたり開催されたまちづくり町民委員会では、十分な耐震性を確保した上で、 今後さらに多様化する行政需要に対応すること、誰もが使いやすい機能性にすぐれた庁 舎とするためには新たな庁舎を整備すべきという考え方で意見の集約がなされました。 あわせて新庁舎の具体的な考え方や他の公共施設の複合化、さらには事業スケジュール などに関しても町民委員会で議論いただき、庁舎整備基本計画を取りまとめさせていた だいたところであります。

私としては、現状庁舎の老朽化と耐震性能、まちづくり町民委員会の建て替えが好ましいという意見に加えて、財政負担についても、時限措置となっている市町村役場機能緊急保全事業債の活用による財政負担の軽減、公債費の支出見通しなど、町の将来を見据えたときに建て替えが最も適切な時期であると判断をさせていただきました。

今後は、この基本計画に基づき、事業の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、ぜひ皆様のご理解を賜りたいというふうに考えております。

2点目の、関係機関や町民の声を聞く、あわせて十分な説明が必要だというご指摘で

あります。全くそのように思っておりまして、町民の皆様方の声や意見を聞くことは大変重要であり、このことを十分胸に置いて進めていきたいというふうに考えておりますが、今後、設計業務を進めるに当たり、町民の皆様とのワークショップ形式などによる進め方を提案するよう設計委託業務要領に盛り込むとともに、具体的な機能や設備などについて検討するために、庁内における作業部会を設置いたします。

いずれにいたしましても、町民の皆様に十分な説明と多くの意見を聞いて、広く町民の皆様の声を反映した庁舎づくりを進めていきたいという考えでおりますので、あわせて議会の皆様、そして町民の皆様のご理解を賜りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

●議長

ほかに質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。 討論を行います。討論ありませんか。 8番、大矢議員。

●8番

8番。賛成討論を行いたいので、発言の許可をお願いいたします。

●議長

大矢議員の発言を許可します。

●8番

8番。お許しをいただきましたので、賛成の立場で討論をいたします。

今、奈井江町は非常に厳しい財政状況の中で早急に取り組まなければならない事案も多く、役場庁舎はその後という認識でいました。しかし、全国的に各種災害が多発しており、その対策本部、さらには高齢化社会の対応など、多様化する行政需要に対応した役場庁舎の整備が求められています。奈井江町役場庁舎は建設から48年が経過し、老朽化が著しいだけでなく、耐震に問題があり、この解決には建て替えが必要なことも事実であります。

建て替えには多大な費用がかかることから、国が進める市町村役場機能緊急保全事業 を利用しなければ到底できるものではありません。この制度を利用し、新庁舎の整備に 着手することを決断し、令和2年3月、奈井江町役場庁舎整備基本計画を策定したこと に賛同し、賛成するものであります。今までの町長が答弁ありましたように、このこと に対して私も協力していきたいなというふうに考えているところでございます。

今回の補正予算では、役場庁舎整備基本実施計画設計委託業務費用として、令和2年度予算で3,340万円、令和3年度予算で5,900万円、総額9,240万円が計上されています。基本設計と実施設計を一体で取り組むことにより、限られた時間の中で事業の着実な推進が望めること、町民の意見を伺うなどの調査や基本設計期間の確保などのメリットを認め、賛成するものであります。

今ほど町長も町民の意見に対応すること等の答弁がありましたけれども、大変短い時間ではありますが、町民の皆様の理解と協力のもとにご意見をいただきながら、利用しやすい施設となるよう推進していただきたい。

また、財政的に極めて厳しい中で取り組むことから、基本設計、基本理念を守りながら、さらなる経費削減節減の意識を持って、他の事業に支障が出ないよう慎重に取り組んでいただくよう意見を申し上げ、賛成討論といたします。

●議長

ほかに討論ございませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時23分)

●議長

日程第6、議案第3号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の23ページをお開きください。

議案第3号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」、ページが飛びますが、 37ページに移ります。

令和2年4月27日提出、奈井江町長。

本案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、町税条例及び都市計画税条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

町民生活課長。

●町民生活課長

改めまして、臨時会出席、お疲れさまでございます。

それでは、改正内容につきまして、臨時会資料の資料1により説明申し上げますので、 1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、令和2年度の地方税制の改正に伴い、町税条例、都市計画条例を改正 するものであります。

主な改正点についてご説明申し上げますが、1、個人町民税関係につきまして、丸に 記載ありますとおり、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しを行 うものであります。

これまで、同じひとり親であっても離婚・死別であれば寡婦控除が適用されるのに対しまして、未婚の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっておりました。

また、男性のひとり親と女性のひとり親で寡婦控除の額が違うなど、男女の間でも取り扱いが異なっていたものでございます。

今回の改正では、全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、1点目、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を同じとする子を有する単身者について、3点目に記載しておりますが、町民税の非課税措置を寡婦及びひとり親に見直し、同一のひとり親控除30万円を適用し、2点目になりますが、上記以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限、所得500万円以下を設けるものでございます。

続きまして、2、固定資産税関係では、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、1つ目の丸、使用者を所有者とみなす制度の拡大といたしまして、固定資産税の納税義

務者について、住民票、戸籍等の公簿上の調査を尽くしてもなお、所有者が1人も明らかにならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、 固定資産課税台帳に登録し、固定資産を課することができるということを規定するもの でございます。

2つ目の丸、現に所有している者の申告の制度化といたしまして、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者に対し、申告が制度化され、氏名、住所等必要な事項を申告させることができるとするものでございます。 続きまして、3、町たばこ税関係では、丸に記載のありますとおり、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しを行うものであります。

重量に応じて課税されている1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、 紙巻たばこと同等の税負担となるよう、本数課税方式への見直しを行うものであります。 なお、激変緩和を図る観点から、たばこ税の引き上げスケジュールに合わせまして一 定の経過措置を講じ、段階的に令和2年10月と令和3年10月に引き上げを行うもの でございます。

このほか、法律、政令改正に合わせて、条項のずれ、削除、改元対応等の規定の整備を行うとともに、4の改正条例附則では、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除、たばこ税の課税標準及び延滞金の特例など一部の規定を除き、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することを規定しております。

また、同じく附則により、施行期日以前の年度分については、従前の例によることと する経過措置を規定しているところでございます。

以上、奈井江町税条例等の一部を改正する条例の主な改正点について、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定を願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。 討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。 議案第3号を採決します。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時30分)

●議長

日程第7、議案第4号「奈井江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の38ページをお開きください。

議案第4号「奈井江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」、令和 2年4月27日提出、奈井江町長。

本案につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症及び感染疑いに伴い支給されます傷病手当金の申請書の提出について、当町の受付事務として加えるため、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時31分)

●議長

日程第8、議案第5号「工事請負契約について【一般廃棄物最終処分場埋立地上屋 シート張替工事】」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書39ページをお開きください。

議案第5号「工事請負契約について」、下記のとおり工事請負契約を締結するため、 地方自治法第96条第1項第5号及び奈井江町財産及び契約に関する条例第2条の規定 に基づき、町議会の議決を求める。令和2年4月27日提出、奈井江町長。

記といたしまして、契約の目的は、一般廃棄物最終処分場埋立地上屋シート張り替え 工事であります。

契約の方法は、指名競争入札により、契約の金額は7,425万円、契約の相手方は、 空知郡奈井江町字奈井江32番地13、株式会社鈴木東建奈井江本店内鈴木東建・櫻井 千田・共和経常建設共同企業体であります。

入札の概要につきましては、次ページの執行調書をごらんください。

以上、議案第5号について説明をいたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。 討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。 これにて令和2年奈井江町議会第2回臨時会を閉会といたします。 皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時34分)